

「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の 在り方について(諮問)

【趣旨】

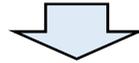
長野市では、平成27年9月に土地に架台等で自立設置する、いわゆる野立ての太陽光発電施設について円滑な導入を図るため、各種法令の遵守、市への届出、住民への事前説明や設置に当たって守るべき事項を規定した「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定している。

近年は、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域など周辺への影響が懸念される区域での設置や届出対象規模50kWに満たない施設の設置など、ガイドラインの定める範囲を超える太陽光発電施設の設置に対する相談件数が増えてきている。

適正な設置及び地域との共生の促進を図りながら、太陽光発電施設の普及を推進するため、貴審議会でご審議いただくものである。

1 ガイドラインの策定経過

- ・2012年に固定価格買取制度(FIT)が導入され、太陽光発電施設が急速に普及
- ・一方で、施設の設置に当たり近隣住民等とトラブルになるケースも発生



- ・2015年9月、野立ての太陽光発電施設の設置について、設置が円滑に進められることを目的として、「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定
- ・2017年7月、ガイドラインを一部改定

2 ガイドラインについて

主な内容

1. 関係法令遵守
2. 抑制区域の設定
 - ①設置が適当でないエリア(レッドエリア)
 - ②設置に慎重な検討が必要なエリア(イエローエリア)
3. 市への届出
 - ①出力50キロワット以上
 - ②抑制区域のうち災害防止・森林機能保全区域の場合、出力20キロワット以上
(砂防指定地・地すべり防止区域・土砂災害危険箇所等)
4. 近隣住民への説明会の実施

3 ガイドラインに基づく届出件数

年度	件数	20kW～50kW	50kW以上	備考
H27	5	－	5	9月1日～ガイドライン施行
H28	17	－	17	
H29	12	4	8	7月1日～ガイドライン改定 レッドエリア1件、イエローエリア3件
H30	7	4	3	レッドエリア3件、イエローエリア4件
R1	18	16	2	レッドエリア2件、イエローエリア14件
合計	59	24	35	

4 太陽光発電施設に関する住民からの相談

(1) 主な相談内容

土砂災害等への不安・懸念

景観悪化への不安・懸念

反射光・反射熱の影響への不安・懸念

騒音に関する問題

その他(道路の見通し、雨水流出)

(2) 相談件数

H28	H29	H30	R1	備考
2	3	1	6	現行のガイドラインの対象とならない相談案件もある

5 ガイドラインの課題と検討項目

【課題】

- ・ガイドライン導入以降、届出対象となる施設については、届出、説明会が実施された一方、届出対象外となる施設について、設置前の相談が増えてきている。
 - ・設置の多数を占める主に49.5キロワットの施設について、設置後に相談を受けても、十分地域住民の意向を反映させることができない。
- ※電気事業法により50キロワット以上の施設は主任技術者の選任、保安規定の届出が必要
- ・「災害防止・森林機能保全区域」における設置が増加してきている。

【検討項目】

- ・適正な設置及び地域との共生の促進
（届出対象の拡大、より住民理解が図れるような説明会の開催）
- ・「災害防止・森林機能保全区域」における設置の抑制と適切な助言及び指導

【参考】 他市の条例等の制定状況

【中核市57市】

条例 5市(前橋市、高崎市、大津市、西宮市、和歌山市)

ガイドライン 2市(盛岡市、福島市)

【長野県下18市】

条例 2市(上田市、茅野市)

ガイドライン 10市(小諸市、佐久市、東御市、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、松本市、塩尻市、飯山市)

条例の主な内容

事業の届出又は許可	届出制 7市中3市(西宮市、上田市、茅野市) 許可制 7市中4市(前橋市、高崎市、大津市、和歌山市)
届出や許可申請の対象となる規模等	対象となる規模等は、条例により様々 ・届出制 50キロワット未満等の小規模なものも対象に含めている場合もある。 ・許可制 対象は「自然環境・景観等の調和が特に必要な区域」や「事業面積が一定以上のもの」等一部に限定
事前協議	7市中6市が規定
説明会の開催	すべての条例において規定 対象は近隣住民及び事業区域の関係する区・自治会
抑制区域の指定	関係法令に基づく区域が指定されている。
勧告及び公表	7市中6市が規定

事業の届出	ガイドラインの場合は、すべて届出制 住民への説明会の実施や必要な手続きについて規定するのみで、 届出を不要としているものもある。
届出の対象となる規模等	対象となる規模等は、ガイドラインにより様々 50キロワット未満等の小規模なものを対象にしている場合が多い。
事前協議	12市中5市が規定
説明会の開催	すべてのガイドラインにおいて規定
抑制区域の指定	関係法令に基づく区域が指定されている。
勧告及び公表	規定なし

【ガイドラインの場合】

- ・助言及び指導など行政指導の基準を定める。
- ・届出制や説明会の開催を定めることはできるが、強制することはできない。
- ・許可制を設けることはできない。

【条例の場合】

- ・届出や説明会の開催を強制することができる。
- ・限定された区域等を対象とする許可制を設けることができる
- ・公表制度等、実効性を担保する規定を設けることができる。
- ・条例に違反した場合は、FIT法に基づく事業認定を受けることができなくなったり、認定を受けた後でも、認定を取り消されることがあり、FIT法によって、条例の実効性が担保される。

「ガイドライン」と「条例」との違い

届出・許可の対象規模等

届出

自治体名	届出が必要な規模等
西宮市	事業面積が300㎡以上のもの⇒出力15キロワット相当
上田市	抑制区域内に設置する事業面積が1,000㎡以上かつ出力50キロワット以上のもの
茅野市	出力が10キロワット以上のもの

許可

自治体名	許可対象の規模等
前橋市、高崎市	条例で定める特別保全地区内において設置するもの 特別保全地区…自然環境、景観等との調和が特に必要な地区、 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
大津市	ア 事業面積が1,000㎡メートルを超えるもの イ 事業区域内における高低差が13メートルを超えるもの ウ 出力が50キロワット以上のもの エ 支柱型太陽光発電設備を設置するもの
和歌山市	事業区域の面積が25ha以上のもの⇒出力12,500キロワット相当

6 今後のスケジュール(案)

8

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
部長 会議	(7/1)	(8/19)		(10/27)					
議会 対応 等	(7/7) 政策 説明会	(8/25) 政策 説明会			(11/5) 政策 説明会	〔12月 議会〕			
環境 審議 会等	(7/15) 審議会 ・諮問 (7/17) 専門 部会 ・素案 検討	(8/4) 専門 部会 ・素案 検討	パブコメ ↔ (下旬) 専門 部会	(中旬) 審議会 ・答申案 検討 ・答申	<div data-bbox="1182 774 1939 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 諮問内容 ・課題を踏まえ、条例化も見据えた ガイドラインの在り方の検討 ・ガイドライン見直し内容の検討 </div>				
その 他					〔法規 審査 委員会〕		<div data-bbox="1608 1241 1995 1332" style="border: 1px solid black; text-align: center;">  </div> 事前周知期間		

令和3年(2021年)4月施行